

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

上記の報告をする。

令和4年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

原告 杉並区在住者

2 事案の概要

原告は、平成28年9月26日、杉並区立井草地域区民センターの建物から駐車場に向かう通路上で、隣接する私立認可保育所の建設工事のために被告施工会社が設置した給水配管を保護するコードプロテクターにより転倒し、右眼か底骨折等の傷害を負ったことについて、被告杉並区は、コードプロテクターによる事故の発生を予見できたはずであり、事故が発生しないよう被告施工会社に指導等すべき注意義務があったのに、それを怠った過失がある等と主張し、被告杉並区及び被告施工会社に対し、連帯して1,531万770円を支払うこと等を求めて、訴えを提起した。

3 和解の内容

- (1) 被告杉並区は、原告に対し、本件の転倒事故により原告が傷害を負ったことについて遺憾の意を表するとともに、本件を教訓として、今後、被告杉並区の施設管理の安全性の向上に努めていくことを表明する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間及び被告相互の間には、本件に関し、本

和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分日

令和3年12月22日